

ハンセン病の悲しい歴史



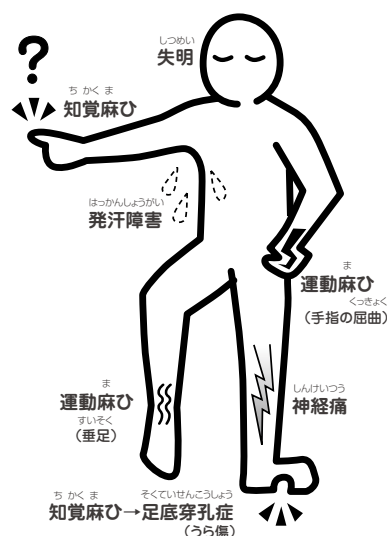
みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻ひし、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



早く見つけて適切な治療をすれば
治る病気なんだよ

ハンセン病は感染症だけど
とてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻ひなどの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2017年1人、2018年0人、2019年0人)

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

どうして強制的に患者を隔離してしまったんだろう？

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くしかない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年（1931年）にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されていきました。また、各県では「無癩県運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

- 差別のはじまり**
- 中世～近世**
体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
- 明治後期（1900年代）～昭和前期（1940年代）**
患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
- 昭和前期（1940年代）～平成8年（1996年）**
有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- 平成8年（1996年）**
「らい予防法」（「癩予防法」を昭和28年（1953年）に改正）が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。
- 平成13年（2001年）**
患者隔離政策を違憲とする熊本地裁判決
- 令和元年（2019年）**
ハンセン病患者家族の偏見や差別の被害を認める熊本地裁判決
- 司法判断**

学習のポイント

POINT1

ハンセン病は、「らい菌」による感染症
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

POINT2

現在は治療法が確立され
早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

POINT3

ハンセン病患者やその家族は、偏見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者やその家族に対してどのように接してきたかを振り返る

…… ハンセン病をもっと知ろう ……

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書や収蔵した図書閲覧室もあります。

〒189-0002
東京都東村山市青葉町4-1-13
電話 042-396-2909
URL <https://www.nhdm.jp/>



昔の療養所の暮らしが再現されています

重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。

今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。

また、ガイダンス映像や証言ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや実物資料を展示したコーナーなどがあります。



縮尺1/20の模型(手前)と実寸大で部分再現された重監房

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
電話 0279-88-1550
URL <https://www.nhdm.jp/sjpm/>

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究・臨床研究のほか、ハンセン病の検査やハンセン病に関する相談、診療支援などを行っています。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病医学夏期大学講座などに参画して、ハンセン病に関する啓発活動を行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1 電話 042-391-8211 (代表)
URL <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-lab/489-lrc/9558-lrc-top.html>

ウェブサイト

厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>

法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしましょう」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

国立ハンセン病療養所 (各療養所にリンクしています)

https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html

国立感染症研究所「ハンセン病」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/leprosy.html>

日弁連法務研究財団 (ハンセン病事実検証調査事業)

<https://www.jlf.or.jp/work/hansen/>

日本ハンセン病学会

<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」 発行日／令和3年8月 発行／厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 (03) 5253-1111 URL: <https://www.mhlw.go.jp/>